

## 熊本学園大学における研究インテグリティの確保に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本学園大学(以下「本学」という。)における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって本学の国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究インテグリティ」とは、研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 「研究者」とは、本学において研究活動に従事する教員・事務職員・研究員・大学院生等をいう。なお、日本学術振興会特別研究員その他公的研究費を受ける者を含む。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの確保に関して総括する。

### (研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、法令並びに研究に対する資金を配分した機関の規則等及び本学の規程等に則って、必要な情報の開示を行うものとする。

### (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント(以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。)に関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

2 統括責任者は、学長が推薦する副学長をもって充てる。

### (研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、研究インテグリティの確保に関する重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る研究者への要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する事項

3 委員会は、「熊本学園大学公的研究費の取扱いに関する規程」第14条及び「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」第4条に定める研究活動適正化委員会が兼ねる。

### (委員会の組織及び議事)

第7条 委員会の組織及び議事は、「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」第5条に準じる。

### (意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

### (専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じ、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応する窓口として、学術文化課に相談窓口を置く。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、学術文化課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。